

## 社会福祉法人新座市社会福祉協議会広報媒体掲載有料広告取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広報媒体)

第2条 この要綱の対象となる広報媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社協だよりにいぎ（以下「広報紙」という。）
- (2) 社会福祉法人新座市社会福祉協議会ホームページ（以下「本会ホームページ」という。）
- (3) その他会長が広報媒体として活用できると認めるもの

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関わるもの
- (4) 各種法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報媒体の公共性及び品位を損なうおそれがあると会長が認めるもの

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙にあつては、裏表紙とする。
- (2) 本会ホームページにあつては、トップページ画面とする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙にあつては、1 枠を縦 5 センチメートル、横 8. 5 センチメートルとし、単色刷りとする。
- (2) 本会ホームページにあつては、1 枠を縦 9 0 P X、横 3 0 0 P X とし、画像は G I F 形式、J P E G 形式又は P N G 形式のいずれかとする。ただし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。

(掲載料)

第6条 広報紙における広告掲載料は、1 枠につき年 4 0, 0 0 0 円とする。ただし、年度途中で申込みがあった場合は 2 分の 1 の金額とする。

2 本会ホームページにおける広告掲載料は、1 か月 3, 0 0 0 円、1 2 か月 3 0, 0 0 0 円とする。

(掲載期間)

第7条 広報紙における広告を掲載する期間は、引き続く定期発行（5月号、10月号及び3月号）の3回を単位とする（5月号及び10月号は市内全

戸配布、3月号は市内公共施設へ3,000部設置)。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合には、当該単位の回数を減じることができる。

3 本会ホームページにおける広告を掲載する期間は、月の初日を開始日として、1か月を単位として希望の月数若しくは12か月とする。

(掲載希望者の募集)

第8条 会長は、広告の掲載を希望するもの(以下「広告掲載希望者」という。)を広報紙及び本会ホームページを利用して公募するものとする。

(掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、有料広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて、これを会長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第10条 会長は、前条の申込みを受けたときは、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定して有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は有料広告掲載却下決定通知書(様式第3号)により広告掲載希望者に通知するものとする。ただし、第8条により募集した結果、掲載することが適当であると判断した数が募集した区画数を超えることとなる場合は、抽選により決定する。

(掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、広告を掲載する決定通知を受けたもの(以下「広告主」という。)が会長の指定する期日までに一括して納付するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第13条 会長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 既に納められた広告掲載料は、返還しない。ただし、広告掲載決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、この限りでない。

2 前項により返還する広告掲載料の額は、第6条に規定する広告掲載料に広告を掲載できなかつた回数に乗じて得た額とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告取扱いに関し必要な事項は、

会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

有料広告掲載申込書

令和 年 月 日

（提出先）

社会福祉法人新座市社会福祉協議会  
会 長

申込者 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
F A X 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
担 当 者 名 \_\_\_\_\_

社会福祉法人新座市社会福祉協議会有料広告（広報紙・本会ホームページ）  
の広告掲載を下記のとおり申し込みます。

記

掲載希望期間

(1) 社協だよりにいざ（広報紙）

令和 年 月号から令和 年 月号まで

(2) 新座市社会福祉協議会ホームページ（本会ホームページ）

令和 年 月から令和 年 月まで

リンク先のアドレス

\_\_\_\_\_

※添付資料 広告原稿案

以上

新協発第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉法人新座市社会福祉協議会  
会 長

有料広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けでお申込みいただきました有料広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

つきましては、掲載料を銀行振込にて納入いただくようお願いします。

記

- |   |        |                                 |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 広告の種類  | 広報紙掲載広告・本会ホームページ掲載広告            |
| 2 | 掲載場所   | 広報紙裏表紙・本会ホームページトップ画面            |
| 3 | 掲載開始時期 | 令和 年 月号～令和 年 月号                 |
| 4 | 掲載料    | 円                               |
| 5 | 掲載料の納入 | 令和 年 月 日（ ）までに、指定の銀行口座へお振込ください。 |

様式第3号（第10条関係）

新社協発第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉法人新座市社会福祉協議会  
会 長

有料広告掲載却下決定通知書

令和 年 月 日付けでお申込みいただきました有料広告掲載につきましては、下記のとおり却下となりましたので通知します。

記

- 1 広告の種類 広報紙掲載広告・本会ホームページ掲載広告
- 2 却下理由